

(ボランティア活動等における取組)

食生活改善推進員等のボランティアが行う親子料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。

また、地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進することにより、我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進する。

(学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)

我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、学校給食において郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進する。

また、食育推進運動を展開するために全国各地で開催するイベントやシンポジウム等において、地域の食文化等に知見を有する高齢者等の活用にも留意しつつ、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。

さらに、全国各地で行われている文化活動を全国規模で発表、交流することを目的として毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理や伝統料理、その歴史等を広く全国に発信する。

(専門調理師等の活用における取組)

我が国の食事作法や伝統的な行事食等、我が国の豊かな食文化の醸成を図るため、料理教室や体験活動、各種イベント等において高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

(関連情報の収集と発信)

食育推進運動の一環として全国各地の事例や手法を収集・発信するに当たり、食文化の普及啓発に係る取組についても積極的に取り上げ、我が国の食文化の継承に向けた機運の醸成を図る。

(知的財産立国への取組との連携)

我が国の伝統ある食文化に対する国民の理解を深める等の観点から、我が国の食文化を体系的に整理したテキストの作成、地域の伝統的な食材や食文化をはじめ地域と風土に根ざした食文化の形成と特性等我が国の食文化の継承・発展の基盤となるべき調査研究、さらにはシンポジウム等を通じたその成果の発信などの取組を促進する。

## 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

### (1) 現状と今後の方向性

昨今、マスメディア等の各種広報媒体を通じて食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況も見受けられる。

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要であり、そのためには、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。このため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

さらに、我が国における食育への取組をより活性化させるとともに、食育を通じた国際的な貢献等を図るため、国際交流を推進する必要がある。

### (2) 取り組むべき施策

国民の適切な食生活の選択に資するとともに、食育の全般的な推進に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

#### (リスクコミュニケーションの充実)

食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるとともに、食育の推進を図るため、国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

また、我が国では、食品安全分野のリスクコミュニケーションの歴史が浅く、未だ十分確立されたものとなっていないことから、海外の事例や我が国の食品以外の分野での取組等を踏まえつつ検討を進め、より適切かつ効果的な手法を開発する。

#### (食品の安全性や栄養等に関する情報提供)

食品の安全性に関する様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて国民に分かりやすい形で情報を提供するとともに、地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。

また、生活習慣病等を予防し、健康な生活を確保するため、平成12年3月に作成・公表した「健康日本21」による健康づくり運動として、ホームページやイベント等を通じて科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。

#### (基礎的な調査・研究等の実施)

健康の増進や生活習慣病の予防等の観点から科学的知見に基づき摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「日本人の食事摂取基準」を定期的に作成・公表するとともに、その活用を促進する。

また、国民の健康増進の総合的な推進を図るため国民健康・栄養調査を実施し、国民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにすること等を通じて、食育推進の基礎的なデータベースとして、その成果を活用する。

さらに、近年増加している子どもの肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、関係府省や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表する。

食料の生産等の実態に対する国民の理解増進を図ることはもとより、食料自給率の向上や農林漁業の振興等とともに、食育の推進を図るための基礎的なデータとして農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施・公表する。

(食品情報に関する制度の普及啓発)

食品表示の適正化を進めていくため、表示制度の見直しを行うほか、「食品表示ウォッチャー」の配置等による監視指導体制の充実を図るとともに、消費者向けパンフレットの作成・配布等を行い、表示制度の普及・定着を図る。

また、食品の生産に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応して制定された生産情報公表JAS規格について、消費者を対象とした研修会の開催等によりその普及啓発を図る。

(地方公共団体等における取組の促進)

地方公共団体や関係団体等においては、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理し、より多くの国民が関心を持ち、また、活用できるようその提供に努める。

(食育の海外展開と海外調査の推進)

食に関する国際的な貢献としては、政府開発援助(ODA)を通じて飢餓や栄養不足への対策に協力することが重要であるが、これに加えて食育の観点からは、これが世界に誇り得る考え方であることにかんがみ、海外に食育を広めその実践を促していくことも有意義であると考えられる。このため、食育の理念や取組等について海外に発信し、「食育(Shokuiku)」という言葉が通用することを目指すとともに、このような活動を通じて我が国の食文化等に対する国際的な理解の増進を図る。

また、効果的な広報啓発活動の実施や食育に関する施策の企画立案等に資するため、海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。

(国際的な情報交換等)

国際的な情報交換等を通じて食育に関する研究の推進や知見の相互活用等を図るため、国際的な機関等との連携による国際会議の開催をはじめ、海外の研究者等を招聘した講演会の開催、海外における食生活等の実態調査等を推進する。

また、食育に関連する国際的な機関における活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流

を促進する。

さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対する国民の認識を深める観点から、その実態や国際的な機関による対策の推進状況等の情報を積極的に提供する。

## 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1. 多様な関係者の連携・協力の強化

食育の推進においては、「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」や「第3 食育の総合的な推進に関する事項」において述べたように、幅広い分野にわたる取組が求められている。

また、その主体も、国民の健康づくり等食育に関連する施策を行っている国の関係府省や地域に密着した活動を行っている地方公共団体はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

このため、食育に関する施策の実効性を高めていく上で、これらの関係者が密接に連携・協力することが重要であり、その強化に努めるものとする。また、その際には、これらの関係者による創意工夫を凝らした取組が、これまで以上に活動の幅を広げつつ自発的かつ積極的になされるよう配慮するものとする。

### 2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

基本法においては、都道府県等に対し、基本計画を基本として推進計画を作成するよう努めることを求めている。

食育を国民運動として推進するためには、より国民に身近な存在である都道府県等の積極的な取組が欠かせない。また、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い運動を進めていく上でも、都道府県等による主体的かつ計画的な取組が重要であり、国としても、まずは都道府県による推進計画の作成に向けた具体的な取組が平成18年度中に行われるよう努めることとする。

このため、都道府県等による推進計画が可能な限り早期に作成され、

関連する施策との有機的な連携を図りつつ全国各地で地域に密着した活動が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、資料や情報の提供等適切な支援を行うこととする。

### 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。

このため、多様な手段を通じた広報啓発活動を展開し、食育に対する国民の関心や意識を高めていくことが必要であり、これに当たっては、より多くの国民が食育に興味を持ち、食についての正しい理解が促進されるようにする観点から、食育に関する様々な情報を分かりやすい形で提供するよう努めることとする。

また、食育の推進やそのための個別の施策に対する国民の理解と協力を確保するとともに、その実効性と透明性を高めていくためには、広報啓発活動や情報の提供に加えて、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、これらをできる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努めることとする。

### 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効利用することが必要である。特に、「1. 多様な関係者の連携・協力の強化」において述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることにかんがみると、その必要性は一層大きいと考えられる。

このため、食育推進会議を中心に基本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況を適切に把握し、これを行政関係者だけではなく、広く国民にも明らかにするよう努めることとする。

また、実施した施策については、その効果等を評価し、その結果を国

民に明らかにするとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めることとする。

さらに、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に利用する観点から、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図ることとする。

## 5. 基本計画の見直し

この基本計画は、基本法において示された基本理念と方向性に従い、基本計画の作成時点での諸情勢に対応して作成したものである。

しかしながら、我が国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本計画の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、基本計画については、今後、これに基づく施策を推進していくが、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。また、基本計画の見直しに当たっては、「4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。



(別添)

## 平成18年度「食育月間」実施要綱

平成18年5月18日

内閣府特命担当大臣決定

### 1 趣旨

国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していくことが重要である。このため、食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指して、平成17年7月、食育基本法が施行され、同法に基づき、平成18年3月、食育推進会議において食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）が決定された。

今後、国民運動として食育を推進していくためには、国や地方公共団体はもとより多くの関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていくことが必要であり、このような観点から、基本計画において、毎年6月を「食育月間」とすることが定められたところである。

平成18年度「食育月間」においては、国、地方公共団体、関係機関・団体等が協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るものとする。

### 2 期間

平成18年6月1日（木）から6月30日（金）までの1か月間

### 3 実施体制

内閣府をはじめ文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係府省が協力しつつ実施する。また、都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）並びに関係機関・団体に対しても参加を呼びかけ、全国的な食育推進運動の展開を図る。

#### 4 重点事項

- (1) より多くの国民の関心と理解を高める観点から、平成18年度「食育月間」のキャッチフレーズ「みんなで 毎日 朝ごはん」を効果的に活用し、健全な食生活の第一歩として毎日朝食をとることの重要性を重点的に訴えかける。
- (2) 子どもにとって食育は生涯にわたる健康づくりの基礎となるものであることにかんがみ、子どもの食育の重要性に対する国民の理解を深め、大人も子どもも、男性も女性も幅広く参加して子どもの食育に取り組む契機となるよう運動を実施する。
- (3) 平成18年度は基本計画の初年度に当たること等にかんがみ、「食育月間」の趣旨はもとより、食育の重要性、食育基本法の位置付け、基本計画の内容等の普及啓発を図る。

#### 5 主な実施事項

##### (1) 食育推進全国大会の開催

平成18年6月24日(土)、大阪府において、内閣府と大阪府の共催によるシンポジウムや展示会等を中心とした中核的なイベントである食育推進全国大会を開催する。

##### (2) 各地域におけるイベント等の開催

関係府省、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体により、シンポジウム、講習会、展示会、調理や生産等の体験活動等の食育をテーマとしたイベント等を全国各地で開催する。

##### (3) 各種広報媒体の活用

関係府省、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体により、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、リーフレット、ホームページ等各種広報媒体を活用した食育の普及啓発を実施する。

##### (4) 日常的な活動の場の活用

関係府省、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体により、それぞれの日常的な活動(特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関する活動)

の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

## 6 留意事項

- (1) より効果的な運動を実施する観点から、関係府省、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体相互の積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (2) 食育の推進が成果を挙げるためには、国民が自ら健全な食生活の実践に取り組むことが重要であることから、国民が共感し自発的に食育を実践する意識と意欲が醸成されるよう配慮する。
- (3) 食育推進運動を継続的に展開する観点から、毎月19日の「食育の日」の普及啓発を行うとともに、少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼びかける。